

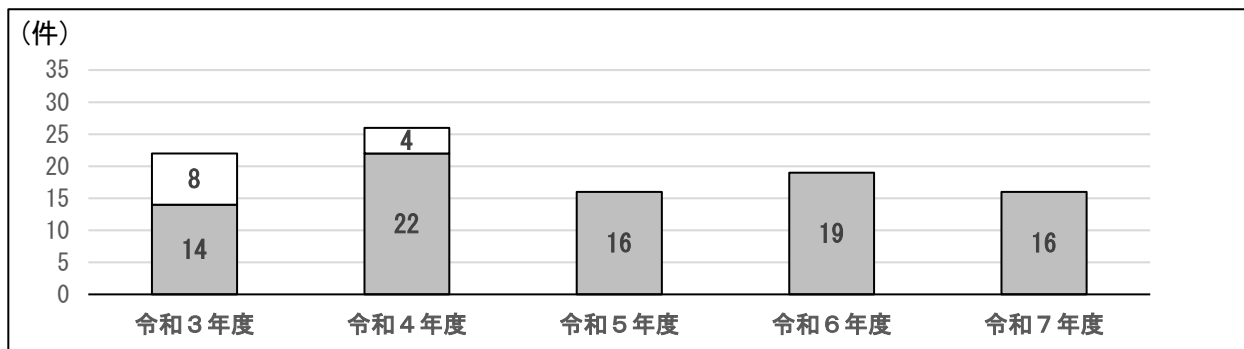
令和8年5月29日

## 令和7年度における消費者安全法（財産分野）の運用状況について

消費者庁は、消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な判断を阻害するおそれのある行為が事業者によりなされ、消費者に財産上の被害が生じる事態に対して、消費者安全法（平成21年法律第50号）の規定に基づく措置をとり、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めています。

令和7年度における消費者安全法（財産分野）の運用状況は次のとおりです。

### 【消費者安全法（財産事案）の注意喚起の件数推移】



- (凡例) ■ 消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施した事案  
□ 特定商取引法に基づく行政処分と併せて注意喚起を実施した事案

#### ○ 消費者安全法に基づく注意喚起を実施した事案（16件）

令和7年度は、消費者安全法に基づく注意喚起を実施した事案として、簡単な副業をうたうなどし、高額契約をさせる事業者に関する事案、支援金給付を持ち掛ける架空請求業者に関する事案、お米の偽サイトに関する事案、高額な料金を請求するなどする、水回りトラブル対応業者及び電気工事業者に関する事案などについて、16件の注意喚起を行いました。

内訳は下表のとおりです（各事案の詳細は別紙参照）。

#### <消費者安全法に基づく注意喚起を実施した事案>

事案名	消費者事故等の種類	件数
簡単な副業をうたうなどし、高額契約をさせる事業者に関する注意喚起	○断定的判断の提供	6件
支援金給付を持ち掛ける架空請求業者に関する注意喚起	○消費者を欺く行為	4件
お米の偽サイトに関する注意喚起	○消費者を欺く行為 ○債務の履行拒否	3件
高額な料金を請求するなどする、水回りトラブル対応業者及び電気工事業者に関する注意喚起	○虚偽・誇大な広告・表示 ○不実告知	2件

事案名	消費者事故等の種類	件数
威迫してクーリング・オフ等をさせない通信事業者に関する注意喚起	○消費者を威迫して困惑させる行為	1件

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

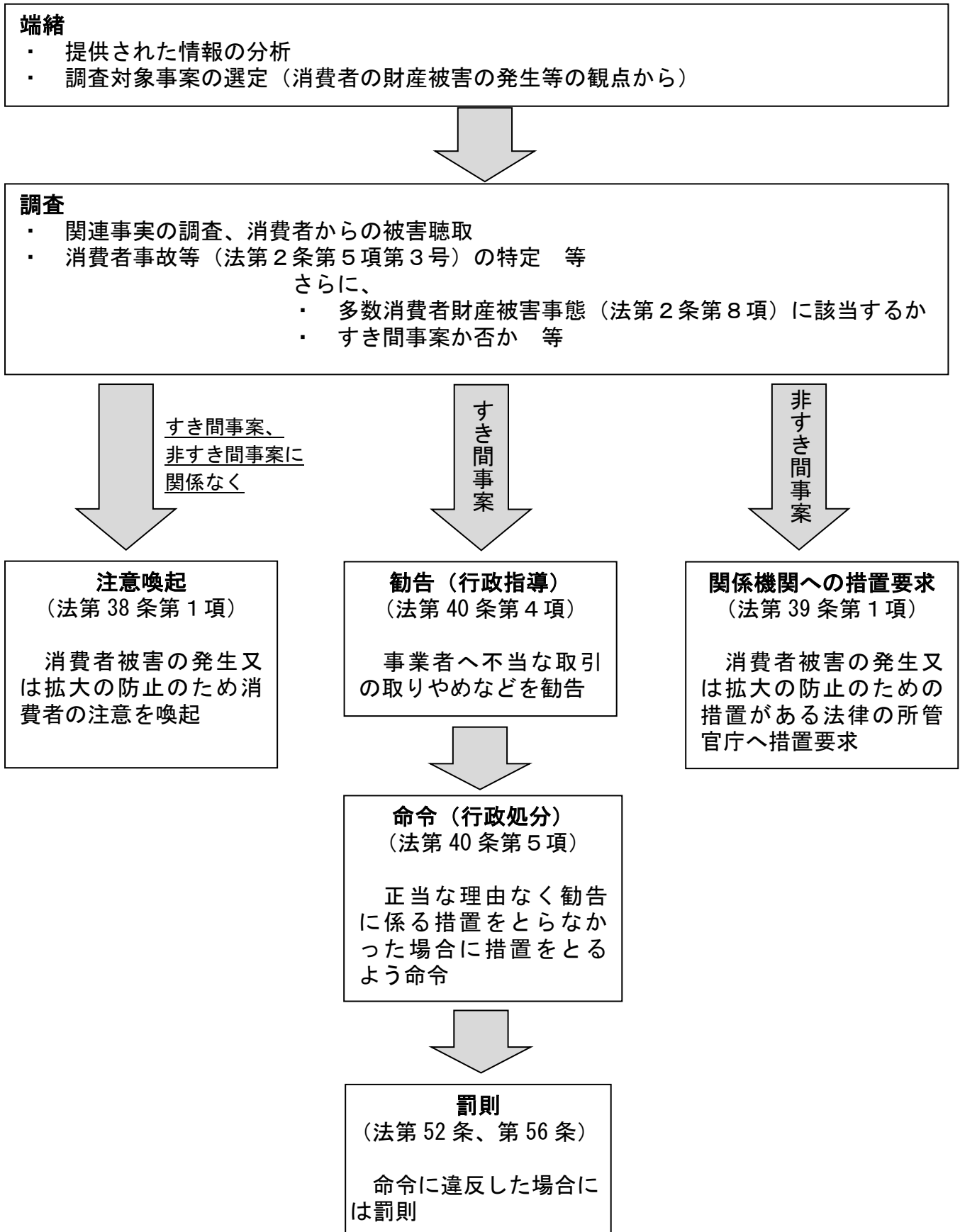
TEL : 03-3507-8800 (代表)

## ○ 消費者安全法に基づく注意喚起を実施した事案の概要（16件）

実施日 措置	事案名	概要
R7.6.26 注意喚起	簡単な副業をうたい高額なサポートプランを契約させる事業者に関する注意喚起	株式会社和は、消費者に対し、SNS等に表示されるアンケートに答えると報酬が得られる副業等に関する広告をきっかけに、副業のサポートプラン契約をすれば、契約金額以上の報酬を得ることができると説明していたが、副業によって当該報酬を得ることができるかどうかは、消費者のアフィリエイトの成功報酬に左右される不確実なものであった（断定的判断の提供）。
R7.7.31 注意喚起	ウェブサイト上では低額な料金を表示しているが、実際には高額な料金を請求する水回りトラブル対応業者に関する注意喚起	株式会社ベアーズホームは、インターネットの検索結果で上位に表示された「関東水のトラブル相談センター」又は「関西水のトラブル相談センター」において、「水のトラブル即解決!」、「水道つまり漏れ2,980円〜」、「一般的な水道事業者 合計9,800〜58,000円 関東水のトラブル相談センター合計2,980〜35,000円」などと表示することにより、あたかも、最大でも3万5000円程度の料金で水回りのトラブルが解決できるかのように広告・表示していたが、実際には、表示された範囲内の料金ではなく数十万円もの請求をされるなど、広告・表示の内容とは異なるものであった（虚偽・誇大な広告・表示）。
R7.9.11 注意喚起	支援団体等の名称をかたり、いわゆる支援金の給付を持ち掛けて架空の料金請求を行う事業者に関する注意喚起	公的に存在するかのような名称（特別法人支援団体、生活復興支援窓口、NPO団体の支援機構及び厚労省）をかたる事業者は、「特別法人支援団体」といったあたかも公的に存在するかのような名称をかたる機関から消費者に支援金を給付するといったメールを消費者に送り、数千円から1万円程度の手料を支払うなどすれば、多額の支援金が給付されるかのように告げていたが、実際には、公的に存在するかのような名称は、架空又は実在の機関とは関係のない機関名が用いられたもので、また支援金が給付されることはなかった（消費者を欺く行為）。
R7.9.30 注意喚起	お米を安く販売しているかのように装った偽サイトに関する注意喚起	「koshinomiya.com」等のドメイン名を使用していたウェブサイト（以下「本件偽サイト」という。）を運営する事業者（以下「本件事業者」という。）は、消費者に対し、本件偽サイトを公開し、あたかもお米を安く販売するかのように装って、商品を注文させていたが、実際には、本件偽サイトに表示がある本件事業者の所在地や連絡先には虚偽の情報が記載され消費者が商品代金を支払っても、注文した商品は届かなかった（消費者を欺く行為・債務の履行拒否）。
R7.12.19 注意喚起	在宅ワークの求人情報をきっかけに、高額なコンサルティング契約をさせる事業者に関する注意喚起	合同会社オアシス（以下「オアシス」という。）、合同会社L i n k s（以下「Links」という。）及び株式会社クラウドエージェンシー（以下「クラウドエージェンシー」という。）は、①オアシスはLinksと共同して、②Linksは単独で、及び③クラウドエージェンシーはT O E I株式会社及び株式会社E x c e l l e n t o n eと共同して、それぞれ、在宅ワークの求人情報をきっかけに、求人サイト上の情報とは異なる「WEBマーケティング」と称する業務の説明をし、あたかも、当該業務に関し、高額なコンサルティング契約を締結し、当該コンサルティングの指導に従い業務を実施すれば、一定額以上の収入が得

実施日 措置	事案名	概要
		<p>られるかのように告げていたが、実際には、「WEB マーケティング」の収入はアフィリエイトの成功報酬に左右される不確実なものであった（断定的判断の提供）。</p>
R8. 2. 12 注意喚起	<p>ウェブサイト上で信頼できる電気工事業者かのように表示した上、不要な電気工事を実施し、料金を請求する電気工事業者に関する注意喚起</p>	<p>新日本電工と称する事業者（以下「本件事業者」という。）は、インターネットで「電気修理」や「東京電力」等のワードで検索し、検索結果として上位に表示された「生活電気相談センター」において、「東京電力からの依頼実績も多数！」、「電気工事士の資格者が対応」などと表示していたが、実際には、本件事業者は東京電力の関係会社と取引の実態はなく、かつ、電気工事士の資格を有さない者が作業に従事していた場合があり、広告・表示の内容とは異なるものであった（虚偽・誇大な広告・表示）。</p> <p>また、本件事業者は、消費者との電気工事契約締結に際し、実際には、停電の原因は、東京電力パワーグリッド株式会社が所有・管理する引込線部分に起因するものであるにもかかわらず、消費者宅の工事が必要であるかのように不実のことを告げていた（不実告知）。</p>
R8. 3. 5 注意喚起	<p>「自宅のインターネット料金が安くなる」などと電話勧誘し、威迫してクーリング・オフ等をさせない通信事業者に関する注意喚起</p>	<p>合同会社フォーカスは、「自宅のインターネット料金が安くなる」などと電話で勧誘をするが、料金請求の目的であることを秘して、消費者からクレジットカード情報を入手し、後日、契約書類等を送付した上で当該クレジットカードを利用して料金請求するとともに、消費者からのクーリング・オフ等の申入れに対して、高圧的な態度で「今さらクーリング・オフなんて迷惑だ」などと告げて料金を請求していた（消費者を威迫して困惑させる行為）。</p>

## 消費者安全法（財産事案）に基づく事案調査の流れ



## ○ 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）

### （定義）

#### 第二条（略）

#### 2～4（略）

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

#### 一・二（略）

三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

#### 6・7（略）

8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第五項第三号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものと著しく異なるもの

二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

### （消費者への注意喚起等）

第三十八条 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

#### 2～4（略）

### （他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求）

第三十九条 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

#### 2（略）

### （事業者に対する勧告及び命令）

#### 第四十条（略）

#### 2・3（略）

4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

## 第八章 罰則

(略)

**第五十二条** 第四十条第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(略)

**第五十六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第五十一条及び第五十二条 一億円以下の罰金刑
- 二 第五十三条第二項及び前二条 各本条の罰金刑

### ○ 消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）（抄）

#### （消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為）

**第三条** 法第二条第五項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 商品等又は役務について、虚偽の又は誇大な広告又は表示をすること。
- 二 消費者との間の契約（事業として締結するものに限る。以下この条において同じ。）に関し、その締結について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、次のイからニまでのいずれかに該当する行為をすること。
  - イ 当該契約に関する事項であつて、消費者の当該契約を締結するかどうか又は当該契約の解除若しくは解約をするかどうかについての判断に通常影響を及ぼすものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
  - ロ 当該契約の目的となる商品、製品、役務、権利その他のものに関し、将来におけるその価額、将来において消費者が受け取る金額、その使用等により将来において生ずる効用その他の事項であつて将来における変動が不確実なものについて断定的判断を提供すること。

ハ・ニ (略)

- 三 前号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に関し、消費者を欺き、又は威迫して困惑させること。

四～七 (略)